

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	I D E C株式会社			コード	6652
提出日	2021/5/31	異動（予定）日	2021/6/18		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小林 浩	社外取締役	○															有
2	大久保 秀之	社外取締役	○										△				新任	有
3	姫岩 康雄	社外取締役	○															有
4	川人 正孝	社外取締役	○															有
5	金井 美智子	社外取締役	○															有
6	八田 信男	社外取締役	○															有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		①小林氏は、過去および現在において、証券取引所および当社の定める独立性の判断基準で問題になり得るとして列挙されている事項に該当せず、一般株主との利益相反の恐れがない、独立的な立場であると判断しています。また、実際に、取締役の職務執行や、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するため、会社経営執行部から独立した立場で意見・提言をいただいております。 ②さらに同氏は、自動車業界において長年にわたり国内および海外事業に携わっており、その豊富な知識・経験を有していることから、当社の経営全般に對し的確かつ有意義な助言をいただくことで、より一層の経営体制強化につながるものと考えております。 以上2点の理由に基づき、当社は取締役会において、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として小林氏を指定いたしました。
2	大久保氏は、当社の取引先である三菱電機株式会社の出身ですが、同社との昨年度における取引規模は連結売上高の1%未満で、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される軽微なものであり、独立性に問題はございません。	①大久保氏は、過去および現在において、証券取引所および当社の定める独立性の判断基準で問題になり得るとして列挙されている事項に該当せず、一般株主との利益相反の恐れがない、独立的な立場であると判断しています。 ②さらに同氏は、電機業界において長年にわたり経営およびファクトリーオートメーション事業に携わっており、その豊富な知識・経験を有していることから、当社の経営全般に對し的確かつ有意義な助言をいただくことで、より一層の経営体制強化につながるものと考えております。 以上2点の理由に基づき、当社は取締役会において、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として大久保氏を指定いたしました。
3		①姫岩氏は、過去および現在において、証券取引所および当社の定める独立性の判断基準で問題になり得るとして列挙されている事項に該当せず、一般株主との利益相反の恐れがない、独立的な立場であると判断しています。また、実際に、取締役会の意思決定の適正性・妥当性の確保、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、会社経営執行部から独立した立場で意見・提言をいただいております。 ②さらに同氏は、財務および会計に関して高度な専門的知識を有しており、その豊富な経験と高い見識に基づいた有益な助言により、より一層の監査体制の強化に寄与いただけるものと考えております。 以上2点の理由に基づき、当社は取締役会において、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として姫岩氏を指定いたしました。
4		①川人氏は、過去および現在において、証券取引所および当社の定める独立性の判断基準で問題になり得るとして列挙されている事項に該当せず、一般株主との利益相反の恐れがない、独立的な立場であると判断しています。また、実際に、取締役会の意思決定の適正性・妥当性の確保、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、会社経営執行部から独立した立場で意見・提言をいただいております。 ②さらに同氏は、会計および税務に関して高度な専門的知識を有しており、その豊富な経験と高い見識に基づいた有益な助言により、より一層の監査体制の強化に寄与いただけるものと考えております。 以上2点の理由に基づき、当社は取締役会において、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として川人氏を指定いたしました。
5		①金井氏は、過去および現在において、証券取引所および当社の定める独立性の判断基準で問題になり得るとして列挙されている事項に該当せず、一般株主との利益相反の恐れがない、独立的な立場であると判断しています。また、実際に、取締役会の意思決定の適正性・妥当性の確保、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、会社経営執行部から独立した立場で意見・提言をいただいております。 ②さらに同氏は、法律に関して高度な専門的知識を有しており、その豊富な経験と高い見識に基づいた有益な助言により、より一層の監査体制の強化に寄与いただけるものと考えております。 以上2点の理由に基づき、当社は取締役会において、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として金井氏を指定いたしました。
6		①八田氏は、過去および現在において、証券取引所および当社の定める独立性の判断基準で問題になり得るとして列挙されている事項に該当せず、一般株主との利益相反の恐れがない、独立的な立場であると判断しています。また、実際に、取締役会の意思決定の適正性・妥当性の確保、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、会社経営執行部から独立した立場で意見・提言をいただいております。 ②さらに同氏は、半導体業界において長年にわたり海外事業を中心に携わっており、その豊富な知識・経験を有していることから、当社の経営全般に對し的確かつ有意義な助言をいただくことで、より一層の経営体制強化につながるものと考えております。 以上2点の理由に基づき、当社は取締役会において、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として八田氏を指定いたしました。

4. 補足説明

<社外役員の独立性についての考え方>

当社では積極的に社外役員を任用しており、その際には高度な専門的知識を有する方、経営および業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある方を選任しております。また、社外役員が以下のいずれにも該当する場合、独立性を有するものと考えております。

- (1) 当社（当社グループ会社含む、以下同じ）の業務執行者ではないこと。
- (2) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
- (3) 当社を主要な取引先またはその業務執行者ではないこと。
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）ではないこと。
- (5) 当社から一定額以上の寄付または助成を受けている者ではないこと。
- (6) 当社の大株主、またはその業務執行者ではないこと。
- (7) 取締役選任される前の5年間に上記（1）から（6）に該当していないこと。
- (8) 上記（1）から（6）のいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族ではないこと。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。